

平成27年度
第1回千葉市農業委員会総会

議 事 録

千葉市農業委員会

平成27年4月28日、千葉市農業委員会会長 野崎好知は、平成27年度第1回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗 に招集した。

<会議に付した議案等>

議事日程

- 日程第1 議事録署名人の選任について
- 日程第2 議案第1号 遊休農地に関する措置の実施計画について
議案第2号 農業委員会の適正な事務実施について
- 日程第3 報告事項1 平成26年度農地部会の年次報告について
報告事項2 平成26年度農業振興部会の年次報告について
報告事項3 平成26年度農地銀行事業の年次報告について
報告事項4 平成26年度農業委員会だより編集委員会の年次報告について
報告事項5 「農業委員会等に関する法律」の一部改正案について
報告事項6 農地法の一部改正について（農地法第18条の事務移譲）
報告事項7 農業委員会事務局のスタッフ制の導入について
- 日程第4 連絡事項1 農業委員活動記録簿について
連絡事項2 農業者年金の加入推進について

<出席委員> (30人) ※ 番号は議席番号

1番	長谷川 政 美	2番	猪 野 幹 夫
3番	大 塚 久	4番	鈴 木 武 夫 (農業振興部会長)
5番	小 林 正 明	6番	石 橋 幹 男
7番	笠 川 泰 雄	8番	植 草 隆 晴
9番	浅 川 政 明	10番	武津岡 広 治
11番	竹 下 洋 一	12番	宮 崎 一 雄
13番	野 崎 好 知 (会長)	14番	小 川 正 義
16番	田 中 和 夫	17番	長谷川 功
18番	伊 原 茂 久 (農地部会長)	19番	花 島 豊 勇
20番	安 井 誠 一	21番	高 澤 義 信
22番	黒 宮 昇	23番	橋 本 泉
24番	小 川 友 安	25番	齊 藤 元 治
26番	布 施 貴 良	28番	長谷部 衡 平 (会長職務代理者)
29番	小 川 隆 良	32番	小 川 政 二
33番	野 本 信 正	34番	市 原 孝

<欠席委員> (4人)

15番	石 橋 毅	27番	西 郡 高 夫
30番	浅 尾 孝	31番	石 井 一 也

<事務局出席者>

事務局長	朝 生 智 明	次 長	楠 原 弘
次長補佐	御 園 えみ子	農業振興班主査	小 川 剛
農地指導班主査	角 田 一 郎	農地審査班主査	福 島 悟
主査補	関 屋 徳 之		

(開会 午後2時)

野崎会長 ただ今より、平成27年度第1回千葉市農業委員会総会を開会いたします。
お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。本日の出席委員
は、過半数以上で総会は成立しております。

議事に先立ちまして、国有財産管理人の委嘱状伝達式を行います。

小川 友安委員、竹下 洋一委員のご両名に、ご了承いただいております。
県知事より委嘱状が届いておりますので、私より伝達を行います。小川委員、
竹下委員、前へお進みください。

議 場 委嘱状の伝達

野崎会長 それでは、日程第1「議事録署名人の選任について」は、議席順となつて
おりますので私より指名いたします。

議席番号5番 小林 正明委員

議席番号6番 石橋 幹男委員

のご両名にお願いいたします。

続きますして、日程第2「議案第1号 遊休農地に関する措置の実施計画に
ついて」でございます。事務局説明願います。

朝生事務 議案書1ページをお願いいたします。

局長 議案第1号 遊休農地に関する措置の実施計画についてですが、農地法に
基づく遊休農地に関する措置について、平成27年度の実施計画を定めよう
とするものでございます。3ページをご覧ください。

1「農地の利用状況調査」ですが、(1)として、公図、航空写真などによ
り遊休農地を把握し、農業委員を中心とした体制を整え、現地調査を実施い

たします。

なお、「利用状況調査」は、これまで事務局職員を中心に実施してまいりましたが、効率的な現地調査の実施に鑑み、地域農業に精通された地区担当農業委員の皆様のご協力をお願いしたいと考えております。詳しい実施方法、日程等につきましては、今後、事務局において、案を作成し、協議させていただきますのでご理解くださるようお願いいたします。

続いて（２）ですが、納税猶予制度の適正な運用、農地が集团的に利用されている優良農地の遊休農地化防止及び遊休農地の有効利用を図るため、引き続き納税猶予適用農地の重点的な調査を行い、納税猶予適用外の農地については、優良農地から優先的に調査を実施したいと思っております。

これらの調査に並行して、（３）にありますように、農業者からの遊休農地に係る相談等は、随時、地区担当農業委員により利用状況調査を実施したいと考えております。

次に、２「遊休農地所有者等への利用意向調査」です。

昨年４月１日の改正農地法の施行により、（１）として、利用状況調査により把握した遊休農地所有者等に対し、利用意向調査を実施します。そして、（２）として、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体への貸付希望者の情報を各機関へ通知するものでございます。

次に３「利用意向後の状況確認とその後の措置」です。

２の利用意向調査の結果として、所有者等の表明した利用意向の状況及び利用意向の表明がない農地の状況確認を実施します。

また、状況確認の結果、表明した内容が実施されていない、または該当農地の利用状況に改善が見られない場合は、農地部会の議決を経て、農地法第３６条に規定する勧告を行うものです。

次に、４ページ、４「非農地判定調査」です。

まず、(1)の農地法施行規則第77条第1項第1号に規定に該当する農地と、(2)のそれ以外の農地で所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明を依頼された農地について、農業委員による現況確認を実施し、現況確認に基づき、農地部会の議決により、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を行おうとするものでございます。

次に、5の実施スケジュールについてですが、5ページをご覧ください。

まず、1「利用状況調査」ですが、4月から6月にかけて、①の調査用の公図・台帳整理を行います。

続いて、整理された情報を元に6月末から、②航空写真・公図による調査を行い、把握した遊休農地については、③にありますように9月末から現地調査を行う予定です。

次に、2「利用意向調査」ですが、利用状況調査により判明した遊休農地について、12月から④の遊休農地所有者等に対し、今後の利用意向調査を予定しています。

次に3「利用意向状況確認」です。

⑤ですが、農地中間管理機構に貸し付け等の希望がある農地について通知をしていくと共に、11月から⑥の利用意向調査後の状況確認を実施し、その結果に基づき、勧告を要する案件は、1月末を目途に農地部会の審議を経て、勧告を実施する予定です。

最後に、4「非農地判定調査」です。

表に記載のとおり、適宜、年間を通して判断をしていければと考えております。説明は以上です

野崎会長

お聞きのとおりでございます。

本件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

議 場

意見・質問なし

野崎会長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号についてお諮りいたします。議案第1号を可決することに、ご異議ございませんか。

議 場

異議なし

野崎会長

ご異議ございませんので、議案第1号は可決いたしました。

次に、議案第2号「農業委員会の適正な事務実施について」でございます。事務局、説明願います。

朝生事務

議案書6ページをご覧ください。

局長

議案第2号 農業委員会の適正な事務実施についてです。

農業委員会における「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について定めようとするものでございます。

8ページをお願いします。

「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」です。計画の数値は、年度当初に設定したもので、実績は27年3月31日現在の数値です。

はじめに、「I 法令事務に関する点検」の「1 総会等の開催及び議事録の作製」ですが、(1)から(4)まで示すとおり、適切に対応しております

が、(2)の議事録の作製に概ね3週間程度の時間を要しており、随時、作成期間の短縮に努めて参ります。

次に、9ページの「2 事務に関する点検」の(1)農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数が82件で、すべて許可となっております。

表の各点検項目については、適切に対応していると考えておりますが、2段目の「総会等での審議」は、農地部会における審議ですが、農業委員の意見に基づき、議案書の記載内容をわかりやすく記載するなど改善しております。

次に、「(2)農地転用に関する事務」ですが、1年間の処理件数は115件となっております。点検項目の1段目、事実関係の確認として、法令等に基づき農地区分を判断し、周辺農地への支障の有無等を確認し、さらに1,000㎡以上の申請は、農業委員による現地調査を実施しております。

次に、10ページをお願いします。

「(3)農業生産法人からの報告への対応」ですが、管内の農業生産法人25法人のうち、13法人の報告書が未提出となっております。引き続き、督促し提出を求めて参ります。

「(4)情報の提供等」は、項目下段の「農地基本台帳の整備」ですが、農地法の許可や農用地利用集積計画に基づく利用権設定、その他農地基本台帳申告書等の提出があった場合は、それらを踏まえて随時データを更新しております。

11ページですが、「(5)地域の農業者等からの意見等」と網かけにしてある部分は、今後、この点検・評価を公表して寄せられた意見等を掲載するものであり、次ページ以降にも設定しています。

次に、12ページをお願いします。

「Ⅱ 法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価」について、1の現状は記載のとおりで、課題として、農地利用状況調査の適正かつ円滑な実施、また、遊休農地解消に向けた関係機関との緊密な連携を掲げております。

次に、「2 26年度の目標及び実績」ですが、30haの目標に対して、実績が47.6ha、達成率は158.67%となっております。

「3、2の目標の達成に向けた活動」ですが、年度当初に設定しました活動計画は記載のとおりで、これに対する活動実績、農地の利用状況調査については、市内全農地、中央、花見川、稲毛区及び特例農地を中心に実施し、この調査結果に基づき、遊休農地の所有者等に対し、調査結果を通知のうえ、今後の農地の利用意向について確認を行いました。

「4 目標に対する評価の案」ですが、本年度の解消実績は、農地所有者等へ耕作の再開を指導し、目標面積を上回ることができました。また、「活動に対する評価の案」ですが、活動計画に基づき、農地の有効利用の啓発を実施しました。

次に、14ページをお願いします。「Ⅲ 促進等事務に関する評価」です。

「1 認定農業者等担い手の育成及び確保」の「(1) 現状と課題」は、記載のとおりで、その下の「(2) 26年度の目標及び実績」は、認定農業者の目標14経営に対して、実績が7経営、達成率は50%、となっており、理由として、農業従事者の高齢化や担い手不足による影響と考えられます。

「(3) (2)の目標の達成に向けた活動」についてですが、計画どおり、関係機関と連携し、情報共有を図るなど、新規の認定農業者を確保しました。

(4)のうち、「目標に対する評価の案」ですが、目標の達成には至らず、引き続き関係機関と連携し、対応する必要があると考えます。また、「活動に対する評価の案」は、担い手の確保について関係機関との連携を図ることで、一定の効果が得られたとしております。

次に、15ページに移りまして、「2 担い手への農地の利用集積」ですが、(1)の現状は、記載のとおりで、課題として、農地の有効利用及び利用集積への対応を捉えています。

(2) 26年度の目標及び実績ですが、新規の集積面積20haの目標に対して、18.6haの実績があり、達成状況は93%となっております。

(3) 目標達成に向けた活動ですが、活動実績は、計画のとおり、認定農業者、地域の担い手及び新規就農者への利用集積に努めました。

(4) 評価の案ですが、「目標に対する評価」は、現状を踏まえた妥当な目標と思われませんが、新規設定面積は目標値を下回ったこと、また、「活動に対する評価」は、新規就農希望者研修との連携を図り、新規就農者への利用権設定ができたと考えております。

次に、16ページをお願いします。「3 違反転用への適正な対応」ですが、(1)の現状は、記載のとおりで、課題は、時間の経過による過去の違反事案への対応としております。

(2) 目標及び実績ですが、目標0.65haに対し、実績1.83haで、達成状況は282%となっております。

(3) 目標の達成に向けた活動ですが、活動実績は、計画のとおり、市内を三区域に分け、効率的なパトロールを行うほか、関係課と連携を図り、違反防止と早期発見に務めました。

(4) 評価の案ですが、目標に対しては、新たな違反の早期発見に重点を置き、きめ細かなパトロールを実施することにより、発見面積・件数ともに増加しました。

未解消案件については、ほとんどが27年度中の解消が見込まれており、活動の成果が十分あげられたものと考えております。

次に17ページをお願いします。ここからは「平成27年度の目標及びそ

の達成に向けた活動計画（案）」でございます。

はじめに、「Ⅰ 法令事務（遊休農地に関する措置）」についてです。

1 現状及び課題ですが、平成27年3月末現在、「管内の農地面積」は、4,530ha、「遊休農地面積」は、735.5haで、割合は16.24%です。

「課題」は、増加する遊休農地への対策として、①農地利用状況調査の適正かつ円滑な実施、②遊休農地解消に向けた関係機関との緊密な連携が挙げられます。

次に、27年度の目標案及び活動計画案ですが、「目標案」は、遊休農地の解消面積を30haと設定し、遊休農地所有者等へ耕作再開を促すほか、農地流動化等により解消を図るなど、取り組んで参ります。

「活動計画」は、「農地の利用状況調査」については、調査実施時期が8月から12月、調査員数は5人、調査の取りまとめ時期は1月から2月までとしております。

次に、調査方法ですが、3段階に分かれておまして、①及び②により、現況を把握し、③農地所有者等に現地調査結果を通知するとともに利用意向確認調査を実施します。

次に、18ページをお願いします。「Ⅱ 促進等事務」です。

1 「認定農業者等担い手の育成及び確保」のうち、(1)の現状及び課題ですが、現状は記載どおりで、課題は、①労働力の減少や離農等により、経営改善に取り組む認定農業者が減少していること、また、②認定農業者の確保のため、候補者のリストアップが必要、などが挙げられます。

(2) 27年度の目標案及び活動計画案ですが、「目標案」は、過去の実績を勘案しまして、認定農業者8経営としております。

「活動計画案」は、認定農業者の確保に向け、関係機関との連携を図って

参ります。

次に、19ページをお願いします。「2 担い手への農地の利用集積」です。

(1)の現状ですが、これまでの集積面積は200ha、集積率は4.42%となっております。

「課題」は、遊休農地の増加をはじめ農地の分散や点在状態等が農地の有効利用を図る上での課題となっております。

(2)27年度の目標案は、利用権設定の過去実績に基づき集積面積は20haとしました。

「活動計画案」は、①認定農業者、地域の担い手への農地の利用集積の推進や、②新規就農希望者研修との連携、③遊休農地対策との連携、などに取り組んで参ります。

次に、20ページをお願いします。「3 違反転用への適正な対応」です。

(1)現状は、記載のとおりで、課題としては、効果を挙げている違反パトロールを継続実施し、是正に努めて参りますが、過去の違反事例は、時間の経過とともに是正が困難となっている状況です。

次に、(2)27年度の目標案ですが、違反転用の解消面積を2.5haと設定しております。また、活動計画案ですが、優良農地のパトロールに重点を置き、違反の発生を未然に防ぐとともに、違反に対しては、速やかに是正指導するなど、引き続き、地区農業委員との連携により取り組んで参ります。

調書の内容については以上ですが、続いて、今後の予定について説明いたします。

ただいまの、「農業委員会の適正な事務実施の案」について、この総会で決定いただいたのち、公表いたします。公表は、市のホームページへの掲載や、JA農協に協力いただき、農協支店での閲覧を行うなど、農業者などから、ご意見を募集する予定としております。

その後、寄せられた意見等を踏まえ、農業委員会会長へ報告したのち、「点検・評価及び目標・活動計画」を決定させていただき、策定された計画を、千葉県を通じ、関東農政局に報告し、ホームページにより公表いたします。説明は以上でございます。

野崎会長

お聞きのとおりでございます。

本件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

橋本委員

10ページの農地基本台帳の整備についてですが、平成27年度から農地基本台帳の公表が位置づけられていると思うのですが、どのような公表の仕方をしているのか教えてください。

もう一点、18ページの促進等事務の中の認定農業者についてですが、現在千葉市の認定農業者は191経営体となっており、それに対する平成27年度の目標が8経営体となっています。これは前年度の7経営体よりは多く見込んでいると思いますが、この問題は農業委員会だけではなく、市農政課も大きく関わってくると思います。その様な中で、191経営体のものがわずか8経営体ではそう大きく増えた訳ではないと思います。今、国では、農地中間管理事業を積極的に進めている中で、農地の集合化という点からも、8経営体というのは、少し少ないと思うのですが、いかがでしょうか。

御園次長

補佐

農地基本台帳の公表については、平成26年度中に整備し、平成27年4月1日から公表となりました。現在、ホームページ上での公表は、市街化調整区域を地図に落とし込みをしている作業の途中でして、一部の公表となっております。また、窓口での公表は、要約書により農地の情報を公表しております。

小川主査 認定農業者の認定は、市農政課で行っており、農業委員会としては、認定農業者に対して農地の情報などを提供することにより、より経営が円滑に進むような関与をしております。今回の目標の8経営体は、市農政部が策定している第2次千葉市農業推進行動計画による数字と聞いておりますが、委員の少ないとのご意見については、市農政部に伝えます。

野崎会長 他にご意見・ご質問ございますか。

議 場 意見・質問なし

野崎会長 ご意見等ないようですので、議案第2号についてお諮りいたします。議案第2号を可決することにご異議ございませんか。

議 場 異議なし

野崎会長 ご異議ございませんので、議案第2号は可決されました。

次に、日程第3ですが、いずれも報告事項でございますので、報告事項1から7までを一括して上程させていただきます。

はじめに、報告事項1「平成26年度農地部会の年次報告について」、伊原農地部会長より、お願いします。

伊原農地 平成26年度農地部会年次報告についてご報告申し上げます。

部会長 議案書21ページをお開き願います。

1の「農地の権利移動及び農地転用等の状況」でございますが、(1)「農

地法第3条の状況」につきましては、件数は、144件、面積は、59万4千973㎡です。前年度に比べ件数で35件増加し、面積も、8万562㎡増加しました。

次に(2)「農地法第4条の状況」につきましては、件数は、232件、面積は、13万2千992㎡です。前年度に比べ件数で3件減少し、面積は、2万5千677㎡増加しました。

(3)「農地法第5条の状況」につきましては、件数は、600件、面積は30万9千738㎡です。前年度に比べ件数で64件減少し、面積も1万6千378㎡減少しました。

ただ今、ご説明いたしました、農地法第3条・4条・5条の詳細につきましては、22ページから25ページに記載しておりますので、後ほど、ご覧ください。

議案書21ページにお戻り下さい。

次に(4)「農地法に基づく許可を要しない現況確認書(非農地)の状況」につきましては、件数は、2件、面積は、5,268㎡です。

次に(5)「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付状況」でございしますが、相続税の交付件数は、3件、面積は、7千283㎡です。贈与税の交付は、ございませんでした。

次に(6)「登記官からの地目変更登記に係る照会状況」についてでございます。

照会件数は、241件、面積は、21万1千250㎡、現地調査回数は、33回でございます。

次に26ページをお開き願います。

10「農地違反転用防止対策事業」でございしますが、(1)未然防止の啓発として、農業委員会だよりによる啓発、また、農業委員の地域における啓発

と指導の徹底を図りました。

(2) 違反転用の主な事例でございますが、記載のとおりでございます。

(3) 指導体制の強化でございますが、農業委員の地域における監視及び農協と農家組合の協力による監視等、指導体制の充実、強化を図っております。

(4) 事業実績でございますが、違反転用件数が27件、違反転用の内訳、件数については、記載のとおりでございます。

次に27ページをご覧ください。

11 「農地改革関連事務」でございますが、農地改革に係る買収、売渡等の調査及び資料提供を行ったところでございます。平成26年度の相談件数は、0件でございました。

12 「農業委員会による和解の仲介」につきましては、平成26年度の申立ては、ありませんでした。

13 「国有農地等に関する管理」の状況ですが、(1)表の下段、「計」の欄をご覧ください。平成27年3月末現在で、平成21年の農地法改正以前に国が取得した国有農地は、58筆、2万4千898㎡となっております。

(2) 開拓財産の処分は0件です。

また、(3) 農地法改正後に取得した国有農地は1筆、991㎡でございます。

次に28ページをご覧ください。

14 「会議開催状況」でございます。

農地部会は、昨年度は13回開催いたしました。以上で、平成26年度の農地部会の年次報告を終わります。

野崎会長

ありがとうございました。続きまして、報告事項2「平成26年度農業振

興部会の年次報告について」、鈴木農業振興部会長より、お願いします。

鈴木農業振
興部会長

平成26年度の農業振興部会年次報告を申し上げます。

議案書の29ページをお開きください。

1 農業振興部会活動ですが、農業委員会等に関する法律の規定により、農業及び農民に関する事項全般について調査・研究、その他情報提供活動を実施いたしました。

「千葉市農政に関する建議について」でございますが、これまで、市内農業者の意見・要望を踏まえ、中長期的な展望に立った本市農政のあり方について取りまとめ、毎年、市長へ建議してきましたが、市の策定する「市農業基本計画」をはじめとした施策体系と合致していないことから、建議事項の施策への反映が難しくなっているなどの現状を本市の「農業推進行動計画」の策定に合わせて、3年毎に建議し、建議内容の具体的な実現に向け、実効性を確保する旨、平成25年度第3回農業振興部会で議決しました。

これに伴い、次回建議は、平成28年度に行うこととし、平成26年度は、市長への建議は、実施せず、それを補完する取り組みとして、次回建議作成の基礎資料として活用するため、本市農業の中心的な担い手の農業者を対象に農業経営へのアンケート調査を実施しました。調査結果は、次回総会にて、報告する予定です。

次に30ページをお願いします。

2 「会議開催状況及び活動状況」でございます。

農業振興部会は、4月、7月、11月及び3月の4回開催いたしました。

7月に農業者への情報提供の一環として、市の実施するインターネットモニターアンケートを活用し、「市内産の農畜産物の購入及び関心度に関する調査」を実施しました。

1 1月に、青葉の森公園にて開催された「千葉県農業経営基盤強化促進大会」に参加いたしました。

1月に「市内農業者と市長との対話会」を開催いたしました。

2月には、京葉銀行文化プラザで開催された「食糧・農業・環境を考えるセミナー」に参加しました。

同じく2月に認定農業者等の本市農業の中心的な担い手を対象に「農業経営に関するアンケート」を実施しました。

次に31ページをお願いします。

3「農業者年金業務」でございますが、(1)26年度末現在における加入状況といたしましては、政策支援加入者が3名、通常加入者が13名、加入者数は合わせて16名でございます。

次に、(2)26年度農業者年金受給状況でございますが、裁定者について、経営移譲年金はなく、老齢年金は、旧制度において5名、新制度において3名でした。また、経営移譲年金において、支給停止者はいませんでした。

次に、(3)被保険者と年金受給者の推移でございますが、26年度末では、経営移譲年金受給者79名、老齢年金受給者のうち旧制度における老齢年金受給者155名、新制度における老齢年金受給者8名でした。また、新制度による特例付加年金受給者が1名となり、合計243名となっており、前年より15名の減少となっております。

以上で、平成26年度の農業振興部会年次報告を終わります。

野崎会長

ありがとうございました。続きまして、報告事項3「平成26年度農地銀行事業の年次報告について」でございますが、この報告は、会長である私から申し上げるところですが、ただ今、議長を務めておりますので、代わって長谷部副会長より報告をお願いします。

長谷部副
会長

平成26年度における農地銀行事業の年次報告を申し上げます。

議案書の33ページをお開きください。

「1 農地銀行活動」についてご説明いたします。

始めに、昨年11月7日、青葉の森公園で開催された、「農業経営基盤強化促進大会」に参加しました。

2点目は、農地流動化推進員への権利調整依頼を、259筆、258,508.21㎡の農地に対して行いました。

3点目は、利用権の終期満了に伴う再設定の通知を貸し手55戸、借り手35戸に行いました。

4点目は、農地銀行制度の普及・啓発を図るため、ホームページの通年掲載により制度の普及、啓発を図りました。

続きまして、「2 農地銀行登録状況」についてですが、平成26年度の登録状況は、106筆、258,508.21㎡です。累計として、現在、264筆、262,494.21㎡登録されております。

続きまして、「3 年度別利用権設定状況」についてですが、26年度の利用権設定面積は、新規設定180,660.96㎡、再設定172,524.61㎡、合計353,185.57㎡となっております。

次に、34ページをご覧ください。

「4 平成26年度地区別利用権設定状況」ですが、この表は、平成26年度の利用権設定状況を、地区別に設定期間ごとに表わしたものです。右の合計欄ですが、地区別では若葉区、緑区が多く、設定期間については、6年以上10年未満がもっとも多い状況となっております。

次に、35ページをご覧ください。

「5 累積地区別利用権設定状況」は、右下の面積合計欄ですが、田10

0. 55ha、畑99.88ha、合計200.43haとなっています。

以上で、農地銀行事業 年次報告を終わります。

野崎会長

ありがとうございました。

次に、報告事項4「平成26年度農業委員会だより編集委員会の年次報告について」でございますが、報告は、長谷部副委員長よりお願いします。

長谷部副
委員長

平成26年度における農業委員会だより編集委員会の年次報告を申し上げます。

議案書の36ページをお開きください。

農業委員会だよりは、農家の方々に農業に関する各種施策や営農情報等を提供するため、農業委員で構成する編集委員会で企画・編集し、農業組合長を通じ、農家に配布いたしました。

発行部数、発行回数につきましては、記載のとおりでございます。

掲載の内容につきましては、表のとおりで、農業者戸別所得補償制度、市内農業者からの意見・要望の反映状況、建議書、農業者年金などに関する情報提供を行いました。

次に、会議等開催状況でございますが、企画会議及び編集会議を各3回、優良農家取材を1回実施しました。

以上で、農業委員会だより編集委員会の年次報告を終わります。

野崎会長

ありがとうございました。次に、報告事項5「農業委員会等に関する法律の一部改正案について」から報告事項7「農業委員会事務局のスタッフ制の導入について」までを、事務局よりお願いします。

朝生事務
局長

議案書の37ページをお願いします。

報告事項5 農業委員会等に関する法律の一部改正案についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、一昨年秋の規制改革会議において、今後の農業改革の方向性について発表された以降、様々な議論が行われてきましたが、去る4月3日に閣議決定され、今国会に法案提出がなされたところでございまして、平成28年4月の施行予定になっております。

まず、1 目的規定の改正ですが、この法律は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、農業の健全な発展に寄与することを目的としているものでございます。

次に、2 農業委員会の事務の重点化ですが、(1)として農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を行うものとし、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならないものとされております。

(2)の農業及び農民に関する事項についての意見公表、他の行政庁への建議等は、規定しないものとするものとされております。

(3)として、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないものとされております。

次に、3 農業委員の選出方法の変更についてです。

(1)として、農業委員の公選制は廃止し、農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進等に関しその職務を適切に行うこと

ができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て任命するものとする
こととされております。

(2)として、市町村長は、農業委員を任命しようとするときは、あらかじめ農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（以下「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者を募集し、これらの者に関する情報を整理・公表し、また、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないものとする事とされております。

(3)として、農業委員の任命に当たっては、認定農業者が農業委員の過半数を占めるようにしなければならないものとする事とともに、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないものとしております。

(4)として、農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する旨も規定されております。

なお、(5)として、この法律の施行の際現に在任する農業委員については、その任期満了の日までの間、従前の例により在任するものとするなど、所要の経過措置を設けられており、現在の委員の皆様には、平成29年7月まで委員をお願いするものでございます。

次に、4 農地利用最適化推進委員についてです。

まず(1)として、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならないと規定されております。

(2)として、推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に従って、農業委員会が定める区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うものとしております。

(3)として、農業委員会は、推進委員を委嘱しようとするときは、農林

水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者を募集し、これらの者に関する情報を整理・公表し、また、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないものとされております。

(4)として、推進委員は、農業委員と兼ねることができないものとされております。

(5)として、農業委員会の総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができるものとし、また、推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又は部会に出席して意見を述べるものとされております。

(6)として、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、推進委員の意見を聴かなければならないものとされております。

(7)として、推進委員は、その活動を行うに当たっては、農地中間管理機構との連携に努めなければならないものとされております。

(8)として、推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況等を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定めるものとされております。

次に、5 農業委員会の事務局の強化についてです。

農業委員会は、専任の職員の配置及び養成等の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めなければならないものとされており、市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするように努めるものとされております。

次に、6 農業委員会の情報の公表についてです。

農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農業委員会の事務の実

施状況について、インターネットの利用等により公表しなければならないものとされておりす。

次に、7 農業委員会ネットワーク機構についてです。

農業委員会相互の連絡調整、事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組の公表、農業委員等に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援、農地に関する情報の収集、整理及び提供、新たに農業経営を営もうとする者に対する支援などの業務に対して、適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、全国又は都道府県にそれぞれ一を限って、農業委員会ネットワーク機構として指定することができるという事が規定されておりす。

そして機構は、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、農地等の利用の最適化に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないものとされており、地方公共団体は、機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないものとされておりす。

次に、II 農地法の一部改正案についてです。

まず、1 農地を所有できる法人の要件の緩和ですが、(1)として、農業生産法人という呼称を「農地所有適格法人」に改めるとされておりす。

(2)として、農業者以外の構成員の有する議決権等の要件に関し、総株主の議決権等の2分の1未満まで認めるものとされておりす。

(3)として、法人の理事等の農作業従事要件に関し、その法人の理事及び農林水産省令で定める使用人のうち1人以上が、農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すれば足りるものとされておりす。

次に、2 農地転用についてです。

まず、(1)として、農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、違反転用に対する命令その他必要な措置を講ずべきことを要請することができるものとされております。

(2)として、都道府県知事等の農地転用の許可に際しては、農業委員会は都道府県知事等に意見を送付することとし、農業委員会は、30アールを超える農地について意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴かなければならないものとされております。

次に、3 その他についてです。

農業委員会に対して利用状況調査その他遊休農地に関する適切な措置を講ずべきことを求めることができる者として、農地中間管理機構を追加することとされております。

最後に、Ⅲ 施行期日等についてです。

この法律は、平成28年4月1日から施行するものとされております。ただし、農業委員会ネットワーク機構に係る規定については、公布の日から施行するものとされております。

何れにいたしましても、大変大きな問題でして、今後、国又は他市の動向を十分注視しながら、逐次、委員の皆様にはご連絡、ご報告をしたいと考えております。

次に、議案書41ページをお願いいたします。

「報告事項6 農地法第18条の事務移譲について」です。

41ページが千葉県農林水産部長から千葉市長あての文書、42ページが農林水産省経営局長から千葉県知事あての文書になります。

内容としては、平成26年6月4日付けで、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律が公布され、同年12月19日

付けで農地法施行令の一部を改正する政令が公布されました。

これにより、平成27年4月1日から、農地法第18条、第49条及び第50条並びに農地法施行令第27条の規定に基づき、県が処理することとされている、農地等の賃貸借の解約等に係る許可に関する事務及び権限のうち、指定都市の区域内にある農地等に係るものは指定都市に移譲することとされたものです。

次に、議案書45ページをお願いいたします。

「報告事項7 農業委員会事務局のスタッフ制の導入について」です。

千葉市では全庁的に、平成27年度より係制を廃止し、スタッフ制に移行いたしました。

これにあわせ、農業委員会事務局におきましても、係を班と改めております。

なお、スタッフ制への移行に伴い、係長が廃止され主査となりましたので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

野崎会長 ただいまの報告事項7件につきましては、報告案件ということでございますので、ご了承いただきたいと存じますが、何か質問等ありますでしょうか。

野本委員 まず、報告事項2「農業振興部会の年次報告について」ですが、3月27日に開かれた振興部会では非常に活発な意見がありました。その中で私は、TPP交渉が詰めに入っている今、前年度の米生産農家が暴落により大変な打撃を受けたという中で、TPP交渉により米の輸入が増やされる様なことがあると、米農家がさらに打撃を受ける事になるので、止めさせるために当農業委員会も行動するべきだと発言したのですが、その後どうなっているのか教えていただきたい。

2点目は、報告事項5「農業委員会等に関する法律等の一部改正案について」及び報告事項6「農地法の一部改正について」です。これは、農業委員会の権能を著しく後退させるという事で、当農業委員会としても全国的な行動の中で、政府に対して意見を言ってきた事ではないかと思うのですが、その様な事があるのか。これは、JAの解体と合わせて農業委員会組織の後退という事で、おそらく全国の農業委員会も抗議しているし、その中に千葉県、千葉市も入っていると思うのですが、その様な行動を取ってきたのか質問します。

楠原次長

前回の農業振興部会で確かにその様なお話がありました。農業委員会といたしましては、単独の農業委員会では何も出来ないという事は、皆さんご承知だと思います。そこで、千葉県農業会議、全国農業会議所が開催する、全国農業委員会会長大会の中で、TPP交渉において国会決議の絶対遵守を求める要請を決議いたしまして、その後、各方面へ要請活動を実施しました。なおこの大会は、昨年12月に開催されました。先ほど委員のご発言のとおり、3月の振興部会でその様なお話がありましたが、全国的にはご説明した様な活動をしております。また、TPP交渉において国会決議の絶対遵守を求める要請の内容ですが、一つには、農産物重要5品目については、関税撤廃の除外対象とすること。二つには、残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品等、国民の食の安全・安心及び食料の安定生産を確保すること。三つには、交渉の進捗状況等について広く国民に情報開示することとなっております。これらを必ず遵守する様に要請しております。

また、農業委員会等に関する法律等の一部改正案についてですが、これも全国農業委員会会長大会の中で、いの一番に要請を行っているのが、農

業者の代表という事で今までやってきましたが、その農業委員の地域の代表制を担保することです。それと定数を今までの半数程度にするとの話も聞かれています、一定の委員数を必ず確保してもらいたいという様な要請を行っております。

野本委員

昨年、TPP交渉において、農産物重要5品目については、関税撤廃の除外対象とする要請を行っているという事ですが、今の進行状況を見ると、政府はアメリカの米の輸入を5万トン増やすと、アメリカは36万トンを要求しており、国会決議は破られる方向になっています。そうすると、米作り農家にとっては重大な問題だと思われ、千葉市の米作り農家にとっても、大変な事だと思います。ですから、昨年要請しているから良いという事ではなく、今、政府が国会決議を反故にしようとしている重要局面にきている時に、当農業委員会でも、直接政府に働きかけるとか、今まで働きかけてきた全国農業委員会会長大会で、その様な事は許せないという様なアピールを、総会の名のもとに行うべきことを提案します。

二つ目の法律の改正案については、農業委員会の機能を著しく後退させるもので、建議書は無くす、公選制は無くすというような内容で、本当に農業委員会が成り立つのかという事です。今まで公選制で頑張ってきたからこそ、市長にも対等に物が言える農業委員会であったわけですが、任命制になったら、市長の下部組織みたいになってしまい、農業委員会としては全く許せないと思います。建議書についても同じであって、今まで建議する事によって農業の振興を農業委員会は求めて来たという事も無くしてしまつて、農業委員会は一体何のためにあるのか。市長や国が進めようとしている事に、同意するだけの機関になってしまつては大変な事だと思います。しかし事務局の説明では、どんどん進んで行くよと、追って知らせ

るよと、という程度で何の抵抗もしないで良いのか。

もう一つは、農地の所有できる法人要件の緩和という事ですが、今までは農業生産者同志が協力し合って、頑張って計画的な生産をしたり、販路を拡大したりという事は、意義があり、農業の発展に貢献してきたと思います。しかし、大企業が法人として農業に参画してきた場合には、広く利用し易い農地のみを利用すると共に、利潤追求が第一ですから、うまく行かなくなった土地は放り出してしまい、農地が荒れていくという問題を考えると、事務局が説明している事を、そうですかと聞き置くわけにはいかないと思います。本当に農業を守ろうという立場なら、企業の参入については良いと言えないと思いますが、どうですか。

楠原次長

最初にＴＰＰの問題ですが、５月にまた全国農業委員会会長大会が開催される予定であり、その中で要請決議がなされるものと考えております。

また、農業委員会等に関する法律の一部改正案については、４月当初に国会に法律案が出され、連休明けから審議が始まりますが、法律が全てではございませんので、今後、政令や規則等が出されていく段階で、全国農業会議所を通じて、要望を出して参りたいと考えております。

野本委員

農業委員会は農業委員の皆さんが主体で、事務局が主体ではありません。今は、日本の農業に係る重大な問題が提起されている時点です。ＴＰＰの問題についても、国会決議ですから、絶対妥協しないと言っていた問題を妥協して、アメリカに引きずられて、日本の農業を犠牲にするという様な問題は黙ってはいけないと思うので、総会の名前により引き続き抗議すべきだと申し上げておきます。

また、法律案については、今の安倍政権が提案していて、自民党、公明党

により絶対多数を持っていますから、色々やっても、これは通していくのかなと思いますけど、農業委員会をこれだけ骨抜きにってしまうような、そして農業委員会ではなくなってしまうような法律が作られる時に、はいそうですか、とはいかないと思います。そこはやはり総会の名前により発言すべきだろうと思います。

事務局は、単独の農業委員会では何も出来ないような発言をしていましたが、私はそんな事はないと思います。農業委員会が存亡の危機ですから、会長が先頭に立って頑張っていたいただきたいと思います。

ところで、報告事項の賛否は問わないのですか。

野崎会長

問いません。

私が回答して良いか分かりませんが、千葉県は、昨年、市町村の要望を総まとめにして対応しており、今時点では、その点についての反対意見は無かったという事ですが、今後、継続的な要望は行っていきたいと思えます。

野本委員

千葉市の農業を代表する皆様の前で、僭越な発言をしたのかなという気はしますが、私としても千葉市の農業を守り発展させたいという気持ちで、市議会で40年以上発言してきましたので、農業委員としての役割を果たしたいと思えます。

野崎会長

分かりました。他にございませんか。

橋本委員

農地銀行の件で要望が一つあります。現在私は、千葉市、市原市、八千代市の農地中間管理事業の委員をしておりますが、千葉市の出し手、受け

手が少ないです。2月末現在で、出し手9件、受け手1件という状況です。そこで同じ様な内容だと思っておりますが、33ページの農地銀行の説明で、2 農地銀行登録・権利設定状況の表中、累計面積が26万2千㎡もあります。また3 年度別利用権設定状況の表中、平成26年度の貸し手が53人、借り手が23人、面積が35万3千㎡というように莫大な面積が農地銀行事業では動いています。先ほど申し上げた農地中間管理事業、これは農政課がやっていますが、動きが鈍いです。この様な中、千葉県農林水産部長が、各農業事務所長あてに、叱咤激励をし、ある一定の面積を確保しなければ異動させるとおっしゃっておりました。また農協関連では、農地利用集積円滑化事業というものがあり、これと農地中間管理事業、農地銀行事業の3つが個別に動いている状況です。本来、農地中間管理事業は、国が進めている農業改革政策の目玉の一つで、発足の目的は、先ほど問題となっていたTPP対策として、日本農業の経営規模が小さいから、規模を大きくし、集約化を図りながら太刀打ちしましょうという事だったはずです。その様な中で、農業委員会、農政課、農協が個別に動かないで、一体化した動きをした方が良くはないかという要望です。

野崎会長 分かりました。次に、日程第4の2点の連絡事項についてですが、事務局より説明をお願いします。

御園補佐 ご説明いたします。

まず1点目は、お手元に配布してございます「農業委員活動記録簿について」です。委員の皆様には、日常の担当地区の農家相談等の様々な活動について、毎月、農業委員活動記録簿にご記入いただき、年度末に、集計表を事務局へ提出いただいております。この活動記録は千葉市農業委員の活動実績

として県に報告いたしますので、日常の活動につきましては漏れなく記録していただき、必ず提出をお願いいたします。

なお、平成26年度分の活動記録簿集計表を提出していない委員の方は、郵便またはFAX等で事務局まで提出をお願いいたします。

2点目は、「農業者年金の加入推進について」です。

現在、本市では農業委員会会長を加入推進部長に位置づけ、推進活動を行っており、特に加入推進強化月間中の昨年11月には、緑区において、20歳代から30歳代の若い農業者を対象を絞り、戸別訪問を行うなど、加入推進に努めました。

また、農業委員会だよりやホームページなどにより、周知を図っておりまして、昨年12月発行の「農業委員会だより」において、加入推進に係る記事を掲載し、併せて、パンフレットを同封し周知・啓発に努めました。

今後におきましても、同様に加入推進に努めてまいります。新規加入者の掘り起こしには、地区担当の農業委員さんのお力添えがぜひとも必要であります。

従いまして、加入希望やお問い合わせ等ありましたら、事務局までご連絡くださるよう、引き続き、加入推進について、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

野崎会長

ありがとうございました。このことにつきまして、何かございますでしょうか。

議 場

特になし

野崎会長

それでは、本日の議事日程は、以上でございます。

皆様のご協力により、すべての日程を慎重審議のもと、終了することができました。心より感謝申し上げます。

それでは、これもちまして、平成27年度第1回農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時25分)